次期クリーンセンター整備検討審議会

公募委員募集要項

１．活動内容　　年４回程度の会議に出席（※委員の役割等については、下に掲載の「次期クリーンセンター整備検討審議会条例」を参照。）

２．任　　期　　令和９年１月から令和10年12月まで（２年間）

３．応募資格　　18歳以上の市内在住者で、会議に出席できる人（※公務員及び公務員に準ずる団体職員を除く。）

４．募集人員　　３人（※募集する委員の区分は、下に掲載の次期クリーンセンター整備検討審議会条例第４条第１項第５号の「市民」に該当する。）

５．応募方法　　令和８年12月25日（金）までに様式１及び別紙１（「次期クリーンセンターに期待する機能と、市民に愛される施設づくり」について）を記入の上、郵送又は直接持参により資源循環課まで提出。

※申込書は環境クリーンセンターで配布する他、市ホームページからダウンロード可。

６．応 募 先　　鹿沼市環境部資源循環課（環境クリーンセンター）

〒322-0045　鹿沼市上殿町695-7　　☎64-3247

７．選考方法　　①書類審査による。応募状況によっては面接を行う場合があるので、その際は該当する応募者に個別に連絡の上、面接を行う。

②委員の年齢や性別、職業、所属する団体等などの構成について、審議会全体のバランスを考慮する。なお、女性委員の割合が30%以上になるよう努める。

８．結果通知　　応募者に個別に書面にて通知する。

【次期クリーンセンター整備検討審議会条例（令和８年９月30日　条例第39号）】※抜粋

（委員）

第４条　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 一般廃棄物の処理について学識経験を有する者

(2) まちづくりについて学識経験を有する者

(3) 市内の関係団体から推薦を受けた者

(4) 市議会の議員

(5) 市民

２　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることを妨げない。